

福祉タクシー利用券の制度概要

福祉タクシー利用券は、江別市障害者タクシー利用料金助成要綱に基づき、障がい者の生活圏拡大などを目的として交付しているもので、通院等外出の際にタクシーを利用する場合、小型車又は普通車基本料金相当額を助成する制度（最大24枚）です。

《ご利用できるタクシーは》

札幌ハイヤー事業協同組合加盟各社のタクシー及び江別市近郊各社の介護タクシーとなっておりますので、乗車時にご確認ください。

《助成する金額は》

小型車又は普通車基本料金相当額（初乗り料金）です。（一部の会社で異なります。）

《ご利用方法は》

- * 利用する目的は問いません。
- * 運賃支払の際、利用券を乗務員にお渡しください。（1回に使える枚数は1枚です。）
運賃の総額が上記基本料金相当額を超える場合は、その差額をお支払いください。
- * 身体障害者手帳・療育手帳を乗務員に提示してください。

《利用券の有効期間は》

4月1日から翌年の3月31日までです。

《届出について》…

- * 次の場合は、必ず届出されますようお願いいたします。
 - ◆ 住所・氏名が変わったとき
 - ◆ 長期入院となったとき、施設へ入所したとき
 - ◆ お亡くなりになったとき



《その他》…

- ※ 透析用タクシー利用券又は自動車等燃料費助成券の助成を受けている方は、福祉タクシー利用券の対象にはなりません。
- ※ チケットの交付は各年度1冊です。
- ※ 紛失・破損した場合、再発行はできませんので、取り扱いにご注意ください。（未使用が明らかで、汚損等による現物を持参した場合のみ再発行が可能です。）
- ※ この制度とは別に、タクシー乗車時に身体障害者手帳、療育手帳を提示すれば、利用料金の割引（1割引）を受けることができますので、乗車時にご確認ください。

問い合わせ先 〒067-8674
江別市高砂町6番地
江別市役所福祉課障がい福祉係

TEL 381-1031
FAX 381-1073